

VI 組 織(平成26年3月31日現在)

1 機構

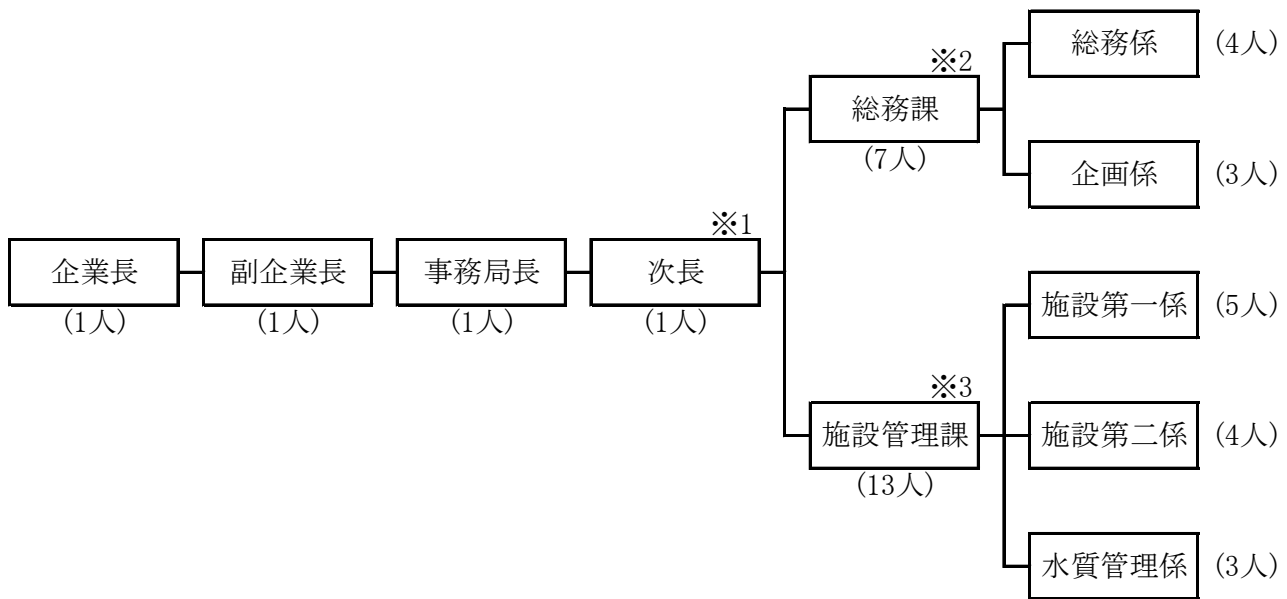
(1) 執行機関

理事会

構成団体の長(6人)により構成され、企業団の重要事項の審議を行います。

監査委員

企業団の事業の監査を行います。(2人)



※1 総務課長兼務

※2 総務課の人数は、課長1名を含まず。

※3 水道技術管理者は施設管理課長が兼務

(2) 議会

企業団の議会は、各構成団体の議会から選出された議員(11人)で構成されます。

単位:人

構成団体名	福島市	二本松市	伊達市	桑折町	国見町	川俣町
人数	5	1	2	1	1	1

2 職員の年齢構成

単位:人、%

区分 年齢別	事務系	技術系	計	構成比率
19歳以下	0	0	0	0.0
20～29歳	0	0	0	0.0
30～39歳	2	5	7	31.8
40～49歳	2	4	6	27.3
50～60歳	5	4	9	40.9
計	9	13	22	100.0
平均年齢	49.4	45.9	47.2	-

3 歴代企業長・副企業長

歴代	企 業 長		
	氏 名	就任	退任
初代	河原田 穰	昭和 60. 10. 8	昭和 60. 10. 26
2	吉田 修一	60. 12. 16	平成 13. 12. 7
3	瀬戸 孝則	平成 14. 1. 9	25. 12. 7
4	小林 香	26. 1. 15	～

歴代	副 企 業 長					
	氏 名	就任	退任	氏 名	就任	退任
初代	富永 武夫	平成 10. 2. 13	平成 16. 11. 26	菅澤 傳良	平成 10. 2. 13	平成 17. 11. 30
2	斎藤 健	17. 2. 4	18. 4. 13			
3	仁志田 昇司	18. 6. 28	～			

4 歴代企業団議長・監査委員

歴代	企 業 団 議 長		
	氏 名	就 任	退 任
初代	島 貫 義 衛	昭和 60. 10. 26	昭和 62. 4. 30
2	桜 田 栄 一	62. 6. 5	平成 3. 4. 30
		平成 3. 6. 3	5. 5. 14
3	二 階 堂 幸 治	5. 5. 31	7. 4. 30
4	二 階 堂 匡 一 朗	7. 6. 1	9. 5. 15
5	黒 澤 源 一	9. 5. 30	11. 4. 30
6	菅 田 義 郎	11. 5. 31	13. 6. 11
7	大 宮 勇	13. 8. 24	15. 4. 30
8	横 山 俊 ・	15. 5. 27	17. 5. 19
9	佐 藤 眞 五	17. 8. 23	19. 4. 30
10	山 岸 清	19. 5. 30	21. 5. 19
11	大 越 明 夫	21. 7. 17	23. 7. 18
12	粕 谷 悦 功	23. 8. 30	25. 8. 12
13	佐 藤 一 好	25. 8. 29	～

歴代	代表監査委員			歴代	監査委員		
	氏 名	就任	退任		氏 名	就任	退任
初代	渡 辺 明 義	昭和 60. 10. 26	平成 元. 3. 31	初代	斎 藤 清	昭和 60. 10. 26	昭和 62. 5. 31
						62. 6. 5	平成 元. 12. 11
2	八 島 昭三郎	平成 元. 5. 26	5. 3. 31	2	中 村 富 治	平成 2. 2. 27	3. 4. 30
						3. 6. 3	5. 5. 13
3	矢 崎 俊 平	5. 5. 31	9. 3. 31	3	渡 辺 藤 三	5. 5. 31	7. 4. 30
						4	斎 藤 清
4	品 竹 貞 男	9. 5. 30	13. 3. 31	5	中 村 富 治	9. 5. 30	11. 4. 30
5	菅 野 廣 男	13. 5. 30	13. 12. 7	6	大 宮 勇	11. 5. 31	13. 6. 10
6	田 村 廣	14. 5. 31	15. 3. 31	7	押 部 栄 哉	13. 8. 24	15. 5. 26
7	菅 野 昭 義	15. 5. 27	19. 3. 31	8	木 村 六 朗	15. 5. 27	17. 5. 19
						17. 8. 23	19. 4. 30
8	紺 野 浩	19. 5. 30	23. 4. 30	9	佐 藤 忠 美	19. 5. 30	23. 5. 29
9	金 谷 正 人	23. 5. 27	25. 12. 7	10	八 島 博 正	23. 8. 30	～

※監査委員の任期は4年

5 事務分掌

課	係	事務分掌
総務課	総務係	<ol style="list-style-type: none"> (1) 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。 (2) 規約、条例、規則、規程等の制定及び改廃に関すること。 (3) 職員の勤務条件に関すること。 (4) 職員の給与、旅費及びその他給付に関すること。 (5) 職員の研修、福利厚生及び安全衛生に関すること。 (6) 職員の身分取扱いに関すること。 (7) 事務の組織及び分掌に関すること。 (8) 職員の定数に関すること。 (9) 被服の貸与に関すること。 (10) 事務改善に関すること。 (11) 公印の保管に関すること。 (12) 公告式に関すること。 (13) 工事請負、物品の購入その他の契約に関すること。 (14) 公用自動車の総括に関すること。 (15) 公務災害の認定等に関すること。 (16) 庁舎の管理に関すること。 (17) 資産の取得、管理及び処分に関すること。 (18) 資産関係の補償に関すること。 (19) 財政計画及び調整に関すること。 (20) 予算の編成に関すること。 (21) 小切手の振出し及び現金出納並びに保管に関すること。 (22) 指定金融機関等に関すること。 (23) 決算に関すること。 (24) 一時借入金に関すること。 (25) 国庫補助事業に係る申請及び報告に関すること。 (26) 企業債に関すること。 (27) 予算執行統制及び調整に関すること。 (28) 支出負担行為の確認に関すること。 (29) 財務会計システムの保守及び管理に関すること。 (30) 給水料金等の収納管理に関すること。 (31) 業務状況の公表に関すること。 (32) 計理状況の報告に関すること。 (33) 資産の評価及び償却に関すること。 (34) 監査委員に関すること。 (35) 議会の招集及び議案の調整に関すること。 (36) 理事会の開催に関すること。 (37) 水道担当課長会の開催に関すること。 (38) たな卸し資産の管理に関すること。 (39) 課内他の係に属さない事務に関すること。
	企画係	<ol style="list-style-type: none"> (1) 用水供給事業の事業認可に関すること。 (2) 水利使用の許可申請に関すること。 (3) 用水供給事業の総合企画及び調整に関すること。 (4) 国、県等の関係機関との協議及び調整に関すること。 (5) 工事等の検査に関すること。 (6) 工事の設計積算基準及び技術管理等に関すること。 (7) 災害対策に関すること。 (8) 渇水対策に関すること。 (9) 資産の貸借に関すること。 (10) 物品等の検収に関すること。 (11) 事業年報及び事業概要の作成に関すること。 (12) 広報に関すること。 (13) 施設見学に関すること。

課	係	事務分掌
施設管理課	施設第一係	(1) 取水に関すること。 (2) 浄水の生産管理に関すること。 (3) 電気及び機械設備工事の調査設計及び施工監督に関すること。 (4) 自家用電気工作物の管理に関すること。 (5) 施設の運転監視及び保守点検に関すること。 (6) 施設の電気機械設備の点検に関すること。 (7) 給水量の計量及び認定に関すること。 (8) 所管に係る国、県等の関係機関との協議に関すること。 (9) 構成団体との技術的な協議に関すること。 (10) 工事の精算に関すること。 (11) 課内他の係に属さない事務に関すること。
	施設第二係	(1) 土木及び建築工事の調査設計及び施工監督に関すること。 (2) 土木施設等の修繕工事に関すること。 (3) 道路並びに河川の占用及び工作物築造の許可申請並びに更新に関すること。 (4) 所管に係る国、県等の関係機関との協議に関すること。 (5) 構成団体との技術的な協議に関すること。 (6) 工事の精算に関すること。
	水質管理係	(1) 水質検査及び水質管理に関すること。 (2) 共同水質検査に関すること。 (3) 浄水処理薬品の品質管理に関すること。 (4) 水源の環境保全に係る調査及び研究に関すること。